

# 官報号外

平成八年五月三十一日

## ○第百三十六回 参議院会議録第二十一号

官報号外

平成八年五月三十一日(金曜日)

午前十一時六分開議

○議事日程 第三十四号

平成八年五月三十一日

午前十一時開議

第一 地方公務員災害補償法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 通信・放送機構法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、海洋法に関する国際連合条約及び千九百八  
十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合

条約第十一部の実施に関する協定の締結につ  
いて承認を求めるの件、領海法の一部を改正

する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関  
する法律案、海上保安庁法の一部を改止する

法律案、排他的経済水域における漁業等に関  
する法律案、洋生物資源の保存及び管理に関する

法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律  
案等による放射線障害の防止に関する法律の一部  
を改正する法律案、以上九件について提出者から

洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一  
部を改正する法律案及び核原料物質、核燃料  
物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射  
性同位元素等による放射線障害の防止に關する  
法律の一部を改正する法律案及び核原料物質、  
核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律及  
び放射線障害の防止に關する法律の一部を改  
正する法律案の趣旨説明

以下 議事日程のとおり

順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。池田外務大臣。

〔國務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田行彦君) 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、

趣旨の御説明を申し上げます。  
海洋法に関する国際連合条約は、昭和四十八年から十年間にわたって行われた第二次国際連合海

洋法会議の結果、昭和五十七年十一月にジャマイカのモンテゴ・ベイにおいて作成されたものであり、また、千九百八十二年十一月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定は、この条約第十一部の規定を見直すための交渉の結果、平成六年七月にニューヨークにおいて作成されたものであります。

この条約及び実施協定は、領海、接続水域、排他の經濟水域、大陸棚、公海、深海底等の海洋に関する諸問題について包括的に規律するとともに、国際海洋法裁判所の設立等海洋に関する諸問題に係る紛争解決の手続について定めるものであります。

○議長(斎藤十朗君) 亀井運輸大臣。

〔國務大臣亀井善之君登壇、拍手〕  
○國務大臣(亀井善之君) 領海法の一部を改正す

る法律案 海上保安庁法の一部を改正する法律案 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 以上三件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、領海法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、海洋法に関する国際連合条約に定めどころにより、領海の幅を測定するための基線として直線基線を用いることができる」とす

るとともに、領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び处罚のために必要な措置

をとる水域として接続水域を設けること等とするものであります。

次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。



した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、放射性物質の海洋投棄に関する所要の規定の整備を図るものであります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律におきましては、従来より、

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約、いわゆるロンドン条約のもと、放射生物質の毎年投棄について規制を行ってきました。

ろであります、海洋法に関する国際連合条約において各国の海洋汚染防止関係法令の適用範囲、執行手続等が定められたことに伴い、所要の規定の整備を行なうこととした次第であります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、条約により海洋環境の保護及び保全に関する我が国の管轄権が領海を超えて排他的經濟水域等まで拡大されることに伴い、排他的經濟水域等における外国船舶による放射性物質の違法な海洋投棄について罰則の整備等を行うこととしております。また、放射性物質の海洋投棄の規制の適切な履行を図るため、船舶への立入検査及び船舶の船長等からの報告徵収に係る規定をあわせて整備することとしております。

第一に、条約において外国船舶に対する法令の執行の手続が定められたことに伴い、違反を行つた外国船舶について担保金等を提供することを条件に釈放する制度を整備することとしておりま

以上が本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(新藤ト朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。青木幹雄君。

〔青木幹雄君登壇、拍手〕

ただいま議題となりました国連海洋法条約及び関連法案に対し、橋本總理並びに関係大臣に質問を

国連海洋法条約は、海洋についての憲法あるいは基本法とも言われるほど広範な内容を含むもの

であり、政府も本年二月二十日の閣議了解の中でこの国連海洋法条約について、「国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立に資するのみな

らず、海洋国家としての我が国の国益に沿つものである」といたしておるところであります。四万を毎年用まい、古くから水害等を利用してござ

我が国にあつては、特に水産業とのかかわり合いが深いことは言つまでもないところであります。

私は、まずこの法案を審議するに当たって、我が国水産業がいかに厳しい苦しい現状にあるかを

十分に理解し認識をしていくところから始めていかなればならない」と考えております。

御承知のとおり、我が国水産業は、国民に対し  
て動物性たんぱく質の約四割を供給し、健康で豊

かな日本型食生活を実現していく上でも大きな役割を果たしているのみならず、国土の均衡ある発

展と漁村地域社会の活性化等にも重要な役割を果たしてまいりました。

しかししながら、我が国水産業は、今日、未曾有の困難と言つても過言ではない状況に直面をいたしております。

まず、生産量は平成元年以降六年連続して減少しており、平成六年は約八百万トンと最盛期の三

分の二足らずの水準にまで落ち込んでおります。資源状況を見ても、高水準にあるのはサンマや人

など、ごくわずかなものに限られており、急速に減少しているマイワシ資源を初めとして、大部分

が悪化、減少の一途をたどつておる現状であります。

一方、魚価は、田高等による水産物輸入の増大、景気の低迷に伴う食料消費の伸び悩み等によって低下しておらず、平均へ手づき地卸値各目

数は、平成一年を一〇〇とすると九一となつてお  
ります。

我が国水産業は、このような生産量の減少と魚価の低下という二重の打撃に見舞われており、そ

の結果、漁業經營をめぐる状況は大変に厳しいもの

した。「漁業資源の持続的利用を図るため、国連海洋法条約の批准に合わせ、二三百海里排他的經濟水域を全面設定・全面適用すること」という決議であります。すなわち、全政党を挙げて二三百海里の全面設定・全面適用を国民の前に、漁民の前に公約をしてまいったわけであります。

したがいまして、私は、この法案につきましては全会一致で一日も早く成立をさせ、全面設定・全面適用に向けて最大の努力をする責任が私どもにあるということを痛感いたしております。

この法案は、四つの委員会にまたがり、内容が非常に複雑多岐にわたっております。本来ならば、それぞれの法案の内容について各大臣にお尋ねをするのが本筋であることを私も十分承知をいたしております。しかし、これらの法案は、日韓・日中漁業協定の改定が行われて初めて有効に働くものであり、万一一、万一であります、不幸にならざるを得ない法案であります。しかも、領土問題の絡んだ複雑な交渉がこれから始まるうどもがいかに熱心に審議をしても結にかいたるものになります。したがって、得られない法案であります。しかも、領土問題の絡んだ複雑な交渉がこれから始まるうどもがいかに熱心に審議をしても結にかいたものになります。したがって、得られない法案であります。私は、細部にわたる質問をすることは差し控えたいと思ひます。

する法律案及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案におきましては、排他的経済水域においていわゆる全面設定・全面適用が行われることを前提として、我が国周辺水域における水産資源を我が国が責任を持って主体的に管理する体制の整備を図ることといたしておりますが、国連海洋法条約の締結及び関連法案の整備だけではその実現が望めないことは、政府及び議員各位よく御承知のとおりであります。

周知のとおり、東経百三十五度以西の日本海側には漁業水域が設定をされず、また、現行日韓漁業協定及び日中漁業協定が、自國漁船の取り締まりはそれぞれの漁船の所属する国が行ういわゆる旗国主義を採用しておるところから、漁業水域が設定されている水域についても、韓国、中国についてはその適用を除外するという変則的な状態が今日までなお続いております。

漁業者を初めとする関係者は、我が国漁業者が操業の自粛、資源の保護のために懸命の努力を行っている中、韓國漁船、中國漁船が勝手気ままに操業しているのを指をくわえて見ているしかなりという現状に強いいら立ちや危機感を抱いてまいりました。まことに残念なことであります。

国連海洋法条約の締結という機会をとらえて、排他的経游水域を日本海の西側にも設定することに、日韓漁業協定、日中漁業協定を改定して、韓国漁船、中國漁船についても我が国のルールを

適用するいわゆる全面設定・全面適用を求める強い声が漁業者を初めとする関係者から提起されてゐることは御承知のとおりであり、当然のことであります。

私ども連立与党は、去る三月二十六日の閣議決定に先立つて、日韓漁業協定及び日中漁業協定の見直し交渉を精力的に行い、且急に結論を得るよう、また「本年中に改定方針の合意を得ることを基本とし、一年以内を目途に交渉を進める」と等を内容とする申し入れを政府に対して行つたところであります。

交渉事でありますので、竹島、尖閣列島の領有権問題等、厳しい問題もあろうかとは思いますが、幸い韓国との間では、領土問題については切り離して交渉に臨むという方針が橋本總理と金大統領との間で了解をされているところであります。また、韓国は既に本年一月末に国連海洋法条約を批准しており、中国も去る五月十五日に全國人民代表大会において批准が承認されたことが伝えられているところであります。日韓漁業協定、日中漁業協定を改定し、国連海洋法条約の趣旨に即した資源管理体制を構築するための基本的な条件は、今、整つていると言つても差し支えないのではないでしょうか。

そこで、総理に、日韓漁業協定及び日中漁業協定の見直し交渉に当たつての政府としての基本的な姿勢と決意をお伺いしたいと思います。また、協定改定交渉の現状と見通しを外務大臣にお伺い

をいたします。

日韓・日中の漁業交渉はまだ緒についたばかりであり、また、相手のあることありますので、許される範囲においてお答えを願いたいと思います。

国連海洋法条約の趣旨に即した排他的経済水域の全面設定・全面適用及び漁獲可能量すなわちTAC制度の導入による資源管理体制の構築は、我が国水産業の現状を打破し将来を築くために不可欠なものでありますが、反面、農業におけるガット・ウルグアイ・ラウンドの受け入れにも匹敵する改革を我が国水産業に迫るものであります。

韓国及び中国との協定改定交渉の結果、相手国排他的経済水域から我が国漁業者が締め出されるということがあるかもしれません。また、漁獲可能な量の設定に伴って減船が必要となるような事態が起こってくるかもしれません。

農業においては、ウルグアイ・ラウンドの受け入れに当たって、あらかじめ新農政というものを打ち出し、さらに総額六兆百億円という財政措置が講じられたわけであります。水産業においても、この大きな变革期に当たって新水産政策を打ち出し、その実現のために必要な財政措置を積極的に講じていくことが必要と思うわけであります。

そこで、水産業に大きな変革をもたらす国連海洋法条約の締結と関連法案の整備に当たって、この点についての総理の前向きな御決意をお伺いします。

卷之三

卷之三

平成八年五月三十一日 參議院會議錄第二十二号

法律法海法の一部に關する法律案を提出する。この法律案は、主として、(1) 海上航行の安全の確保、(2) 海洋汚染の防止、(3) 海洋資源の保護、(4) 海洋開発の促進などを目的とする。この法律案は、(1) 海上航行の安全の確保に関する法律案、(2) 海洋汚染の防止に関する法律案、(3) 海洋資源の保護に関する法律案、(4) 海洋開発の促進に関する法律案等の四つに分かれている。



海賊法に関する国連海洋法条約及び千九百八十九年十二月十日海賊法に関する法律の一部を改正する法律案並びに大陸棚に関する法律案、排他的經濟水域及び海上保安庁法の一部を改正する法律案、核燃料物質の保有及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、海洋生物資源の保有及び管理に関する法律案、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案、放射能汚染の防止に関する法律の一部を改正する法律案(附則)

いて海洋法四条約を採択しており、さらに一九七三年より開催された第三次国連海洋法会議においては、それまでの海洋法を補完しただけではなく、その基本的な枠組みを変え、将来を展望しつゝ、十年の歳月を費やして一九八一年四月に画期的かつ包括的な国連海洋法条約を採択しております。一般的には海の憲法と呼ばれておりますが、本条約はむしろ海の国連憲章と呼ぶべき性格を有しております、我が国にとってこの条約の締結は極めて重要な意義を有するものと考えられます。

そこで、まず総理にお伺いします。  
本条約が採択されて十四年を経過し、一九九三年十一月に発効要件が整い、さらに一九九四年十一月に発効して一年以上を経過して初めて条約締結の承認を求めて今国会に提出されたのであります。何ゆえに我が国の条約締結のための手続がこのようになくなつたのか、また、それによって国家としていかなる得失があつたのか、御見解をお伺いいたします。

一般的にいしまして、我が国は、国際条約、国際協定の処理については、発効ぎりぎりになって、あるいは発効してから国会に承認を求めるということが間々あるように見受けられます。条約実施のための国内法整備、国際折衝等を考えると簡単にはいかないとも理解できないわけではありませんが、時が来れば何とかなるだろうではないかと思われます。

## (外) 報

私は、このような重要な案件の処理についてはより一層積極的な姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、外務大臣の御見解をお伺いいたします。

海洋大国である米国は条約の採択に反対しましたまいまだその態度を変えず、連合王国、ノルウェー等はいまだ条約を批准せず、いずれも条約の内容を実質的に取り込んだ国内法を制定して國家権益は確保するという、いわゆる条約のつまみ食いをしているという現実があります。

海洋大国についてこのような状況が放置されますが、外務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、領土問題であります。

北方領土問題はいまだロシアとの間で解決を見ないところであります。また、本条約の締結に当たって、竹島問題及び尖閣諸島問題についても外交上の重要案件として早急に解決を迫られております。我が国は、これまで外交的な場でこれらの領業交渉を進めようとしていることがあります。が、領土問題の切り離しは、これに直接つながる解決を先送りして、将来、我が国は立場を一層困難なものにするのではないかと深く危惧するところです。我が國の主張するところを明確に示してきましたところであります。これらは領有権については我が國の主張するところを明確に示して、我が國の国民はもちろん、国際的な世論にも訴えていかなければならぬと思いますが、この

問題についての御見解を総理及び外務大臣にお伺いいたします。

まず、竹島問題については、これまで韓国政府との間で糾余曲折があり、この問題を国際司法裁判所で解決しようという我が国提案については韓国側がこれを拒否するという姿勢を示し続けています。

次に、領土問題であります。

韓国との交渉につきましては、総理は、竹島問題を切り離して漁業協定の締結を優先することに合意しているとのことであり、また、日中非公式漁業交渉において政府は領土問題を切り離して漁業交渉を進めようとしていることがあります。が、領土問題の切り離しは、これに直接つながる解決を先送りして、将来、我が国は立場を一層困難なものにするのではないかと深く危惧するところです。

さらに、今回の国連海洋法条約の締結に伴い我が国漁業にいかなる利益がもたらされるのか、また、失うところはないのか、それは我が国漁業者の最大の関心事であり、漁業者はさらに減船問題等が生ずるのではないかとの深い懸念を持つ向きもあると聞いておりますが、農林水産大臣の明快なる御答弁をお願いいたします。

次に、海底資源の問題であります。

我が国周辺海域における海底資源開発に関する法律案は、例えば日中間の大陸棚の境界線の画定等、今後、鉱物資源の探査、開発及び管理を行っていく

わっている日韓・日中漁業交渉をどのように進められるのか、外務大臣と農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、我が国周辺水域における漁業問題であります。

今回、国連海洋法条約に基づく国内法によつて、排他的經濟水域において魚種別の漁獲可能量を定めることになります。

次に、我が国周辺水域における漁業問題であります。

今回、国連海洋法条約に基づく国内法によつて、排他的經濟水域において魚種別の漁獲可能量を定めることになります。

に際して解決を迫られている大きな問題が残されておりますが、これらの問題にどのように対応されれるつむりか。また、深海底資源の問題については国際海底機構により管理されることになつておなり、今後の公平な運営が期待されているところであります。我が国はどうのように対応されるのか、総理の御所見をお伺いいたします。

冒頭述べましたように、我が国の輸出入量は世界の海上輸送量の一〇%に達しておりますが、それらの大部分は外国籍船により輸送されており、また、多数の外国漁船が我が国周辺海域で操業しているという現実があります。

このような状況において、我が国周辺海域での密航者、密輸等の犯罪防止、漁業権益の確保、海洋環境の保護などのための監視・取り締まり海域が大幅に拡大することになり、海上保安庁のそのための体制の大幅な整備拡充が必要になってくると思われます。特に、海上保安庁の船艇等の機材を見ると老朽化したものも多々あり、現場の職員が荒れ狂う孤独な海で安心して任務につくことができよう、機材の更新拡充はもちろん、人員増も不可欠であります。

海上保安庁の体制及びその活動について特に御理解の深い橋本総理は、これらについてどのように対応が必要であると考えられるか、御所見をお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

ランス等に比べおくれていると言わざるを得ない状況にあります。海洋科学技術の研究開発は、特に深海の資源探査、海洋汚染の監視、海洋環境の保護等から考えて重要な分野であり、我が国は重大な決意をもって対処しなければならないと思いますが、科学技術庁長官の御所見をお伺いいたしました。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣（橋本龍太郎君） 戸田議員にお答えを申し上げます。

まず、国連海洋法条約の締結手続が時間を要しました理由及びその得失についてお尋ねがありまし

我が国を含む先進国は、この条約に規定する深海底開発制度が現実に合致していない、このこと的理由として当初はこの条約の締結を控えておりました。その後、一昨年の七月、この深海底開発に関するまして同条約第十一部の実施に関する協定が採択されまして、この結果として先進国を含む国際社会の大勢が同条約を締結する道が開かれま

な政府の立場につきましては、今後とも我が国及び国際社会での御理解と支持を得るよう努力を継続していく所存であります。

非常に大部な条約であり、その内容も、議員御  
指摘のように、海洋の利用に関する包括的に規定  
したものでありますために、国内法の整備を含  
め、相当の準備作業のための期間が必要であつた  
ことは御理解をいただきたいと存じます。

た。

政府としては、北方領土問題を解決しながら平和条約を締結し、日ロ関係の完全な正常化を達成する方針であります。

竹島の領有権に關し、我が國の立場は一貫したものであり、韓國側にあらゆる適當な機会をとら

國務大臣橋本龍太郎、吉田、柏原

えて我が方の立場を申し入れるなど外交努力を続けてまいりました。これからも同様であります。

○國務大臣(橋本龍太郎君)　田議員にお答えを申し上げます。

また、尖閣諸島につきましては、これは我が國固有の領土であることは歴史的にも国際法的にも疑いのないことでありますし、現に我が国が有効にこれを支配いたしております。したがつて、中

国との間に尖閣諸島の領有権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在していません。このようないくつかの立場につきましては、今後とも我が国及び国際社会での御理解と支持を得るよう努力を継続していく所存であります。

見をいただきました。  
竹島の領有権問題についての我が国の立場は一貫したものであります。しかし、同時に、この問題に対する日韓両国の立場の相違というものが両国民の感情的な対立に発展し、両国が友好協力関係を損なうことは私は適切ではないと考えております。あくまでも韓国と友情を持つて話し合える状況を保つよう努めることが必要であり、今後ともに両国間で冷静に話し合いを積み重ねて努力してまいります。

次に、我が国の大陸棚の問題について述べます。我が國は、大陸棚の開発につきましては、我が国としては、国連海洋法条約の大陸棚の天然資源の開発等に関連する規定などを踏まえながら、沿岸国に認められる権利を適切に行使してまいります。

海洋法に関する国際連合条約及び一九八二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第一部分の実施に関する法律案(一部を改正する法律案)、海上保安庁法の一部を改正する法律案(一部を改正する法律案)、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案(一部を改正する法律案)、海洋生物資源、漁業の保護、水産資源の保存及び監督の規制に関する法律案(一部を改正する法律案)及び放射性物質及び原子炉の規制に関する法律案(一部を改正する法律案)等による放射性汚染の防止に係る法律案(一部を改正する法律案)等による海上災害の防除に関する法律案(一部を改正する法律案)

ましては、日中両国関係などを総合的に判断をしながら適切に対応してまいります。具体的には、日中間の大陸棚の境界画定は、中間線原則を基本としながら、両国間の話し合いによって行つべきものだと考えております。

次に、国際海底機構に対する我が国の取り組みという御意見がありました。

我が国は、議員よく御承知のとおり、この機構の理事国であります。この理事国として、深海底資源が人類の共同の財産であることを踏まえ、その探査及び開発が人類全体の利益のために行われるよう、この機構の運営に積極的に参加してまいり所存であります。

最後に、海上保安庁の巡視船艇、航空機等の体制整備についての御意見をいただきました。

ふだん国民の目に触れにくい勤務でありますだけに、この御指摘に心からお礼を申し上げます。今回の国連海洋法条約の批准に伴いまして、外国漁船の取り締まり、海上環境汚染事犯への対応など、海上保安庁の業務は質的にも量的にも非常に大きく拡大をいたします。海上保安大学校、海上保安学校における人材の養成はもとよりであります。近代的な装備を有する高性能な巡視船艇、航空機などの整備を計画的に進めていき、海上保安庁の業務執行体制の一層の充実を図つていくことは急務であると考えております。御支援を心から願う次第であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答

弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣池田行彦君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田行彦君) 戸田議員の私に対する御質問は五つありました。そのうち領土問題にかかわる一問につきましては總理から御答弁がございました。私も同様の決意で臨んでまいりました。

次に、一般に条約、協定の国会提出等について、より積極的な姿勢で臨むべきではないかという御指摘でございました。今後とも、条約の目的や意義、内容、国内法制との整合性などいろいろ勘査しながら、早期締結が適当と考えられ国会の御承認を必要とするものにつきましては、できるだけ早期に国会に提出するよう努力してまいります。

次に、条約未締結の海洋大国にかかる問題でございますが、本条約は国際社会における安定した海洋の法的秩序の確立に資するものでございまして、我が国といたしましては、この条約をなるべく早く締結した上で、有力な海洋国家を含め未締結の国に対しまして働きかけをしてまいる所存でございます。(拍手)

〔國務大臣大原一三君登壇、拍手〕

○國務大臣(大原一三君) お答え申し上げます。日韓・日中漁業交渉についてであります。ただいま外務大臣からお答えがあつたところであります。私が國といたしましても、韓国、中国との漁業関係に関しましては、新たな漁業協定が早期に締結されることとなるよう、せつかり鋭意努力をしてまいる所存でございます。

次に、漁獲可能力の決定と配分についてのお尋ねでございますが、漁獲可能力決定の基礎となる

ままにして、基線から測定して原則十二海里、この幅で定めております。また、排他的經濟水域につきましては、今般提出した関連法案に明らかなどおり、その設定に当たりまして一部水域を除外するということは行っておりません。

境界の画定につきましては、韓国との関係では、双方にとって受け入れ可能な合意を達成すべく鋭意努めてまいる所存でございます。

中国との関係におきましては、今後、必要があれば境界画定につき協議を行つてまいりますが、いずれにいたしましても、中国との間で解決すべき領土問題はないというのが我が国の立場でござります。

なお、韓国との間では五月の九日、十日に、また、中国との間では四月上旬に協議を始めたといふことは先ほども御答弁申し上げましたが、今後も精力的に協議を進めてまいる所存でございます。(拍手)

〔國務大臣大原一三君登壇、拍手〕

○國務大臣(大原一三君) お答え申し上げます。日本・日中漁業交渉についてであります。ただいま外務大臣からお答えがあつたところであります。私が國といたしましても、韓国、中国との漁業関係に関しましては、新たな漁業協定が早期に締結されることとなるよう、せつかり鋭意努力をしてまいる所存でございます。

〔國務大臣中川秀直君登壇、拍手〕

○國務大臣(中川秀直君) まず、海洋科学技術の研究開発についてお尋ねがございましたが、海洋は食料、鉱物等の膨大な資源を持っておると同時に、豊富なエネルギーと広大な海洋空間の利用に

情報を得るために、従来から隣国韓国とも資源調査を積み重ねてきたところであります。今後とも資源調査の充実に努めてまいる所存であります。

漁獲可能力の分配に当たっては、議員御指摘のとおり、科学的なデータを踏まえるとともに、漁業者等関係者の意見が十分配慮されるよう、中央漁業調整審議会と都道府県の意見を十分にお聞きすることにいたしております。

なお、海洋法条約の締結による我が国漁業に対する影響についてのお尋ねでありますが、この条約に基づいて的確な資源管理を推進することは、御指摘のとおり、極めて重要なことがあります。そのため、韓国、中国との間で漁業交渉を早期に推進する必要があります。我が国が漁業締約国となつてこの条約に基づく立場に立つことが十分かつ必要な条件だと思っております。

なお、漁獲可能力による資源管理の導入に当たつては、社会的、経済的原因を考慮し、漁業者が経営上大きな影響を受けることがないよう、漁協、県等の御意見を尊重しながら、御指摘のとおり、努力をしてまいるつもりでございます。

〔國務大臣中川秀直君登壇、拍手〕

官 報 (号 外)

四方を海に囲まれた我が国にとりまして、その研究開発の基礎となる海洋科学技術の推進は極めて重要である、このように認識しております。

このため、二十一世紀に向けた地球規模の海洋調査研究を進めるという海洋開発審議会の答申に示された基本方針を踏まえまして、関係省庁が連携して、今、推進をしているところでございます。

この中で、科学技術庁においては、海洋の実態解明を目指した研究、その基盤となる技術の開発、この二点に重点を置きまして海洋科学技術の推進を鋭意図つておるところでございます。

特に、海洋科学技術センターの有する「一万メートル級無人探査機」「かいこう」、また、有人潜水調査船「しんかい六五〇〇」及び世界最大級の大型海洋観測研究船「みらい」は世界最先端を行くものであり、各国から注目を浴びているところでもござります。

洋観測研究船「みらい」は世界最先端を行くものであり、各国から注目を浴びているところでもあります。いまして、今後とも積極的に取り組んでまいります。

次に、漁業資源の調査、海洋環境の保護等の観点からの衛星の開発利用についてお尋ねがございました。

人工衛星の利用は、広範な区域の海洋現象の長期間にわたる観測を可能にいたします。そして、

海洋環境の状況把握や漁場探査等についても非常に有効なものであると認識をしております。

こののような観点から、これまでにも我が国の海洋観測衛星によって観測を実施してまいりましたが、今後も、本年の夏に打ち上げ予定の地球観測衛星ADEOSⅡの環境観測技術衛星ADEOSと申しておりますが、それとまた、平成十年に打ち上げ予定の海洋現象の観測を推進することとしております。

こうした衛星に搭載した観測装置で海洋表面の水温や水色の分布をグローバルに高頻度で観測すること等によりまして、潮汐やプランクトン量等の把握も可能になり、漁場探査や海洋環境の状況把握への応用が期待されるわけでございます。今後ともこうした人工衛星の開発利用を積極的に推進いたしまして、漁業資源や海洋環境の調査

を含む海洋分野においてもその利用が幅広く進む  
ように取り組んでまいります。(拍手)

○議長(新藤十朗君) 福藤美也子君

〔須藤美也子君登壇、拍手〕

○須藤美世子君 私は日本共产党を代表して

法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

海洋法条約は海の憲法とも呼ばれています。地

球表面の七割を占め、人類生存に不可欠な海洋の利用について、国際的な新しい指針が条約として

明文化された意義は極めて大きいものがありま  
す。

海洋法条約が十四年前に採択された背景には、沿岸国の経済主権を守るとともに、海を人類共同の財産として活用していくとする世界の大きな流れがありました。残された問題はあるものの、この条約の批准を機に、世界の平和とすべての国

共同宣言で日米軍事演習が一層強化されるなら、漁業などに重大な被害をもたらすことは明白であります。こうした事態は、条約の平和利用の精神を逸脱するものとして到底許すことはできません。これまでも我が党は、我が国周辺海域に設定している軍事演習場の撤去を強く要求してきましたが、この際、政府は直ちに全面撤去させるよう取り組むべきであります。総理の答弁を求めます。

また、核兵器積載艦船の我が國領海における無害通航について、これまで政府は、我が国の平和と安全に害があり無害通航とは認めないと答弁していました。この条約でも、核兵器積載艦船の我が國領海通航は、平和、秩序または安全に害があるとする立場に変わりはないはずですが、どうですか。そうである以上、海洋法条約を審議した第三次海洋法会議で、核兵器の積載を、沿岸国和平と秩序または安全を害するものとされる事例として日本政府はなぜ明確に主張しなかったのですか。

について明記し、第八十八条では「公海は、平和的目的のために利用されるものとする」と定めて

ところが、現在、日本周辺の海域では、高知県沖、沖縄周辺を初め広大な部分が米軍の演習場となり、漁獲の自由が奪われ、近くを通る漁船の安

全も脅かされています。その上、さきの日米安保



は、今後とも関係法令等に従つて厳格に対処して  
いる所存であります。

また、日韓・日中間の漁業共同委員会の場など  
において、関係国に對して指導強化を行うよう要  
請してまいりることとしております。(拍手)

〔國務大臣大原一二君登壇、拍手〕

○國務大臣(大原一二君) お答えいたします。

違反操業対策についてであります。ただいま  
運輸大臣からもお答えのありましたとおり、我々  
としても、引き続き監視・取り締まりの強化を図  
りながら、機会あるごとに韓国、中国に対して操  
業秩序維持の要請を行つてまいりたいと思いま  
す。

漁具被害につきましては、民間の取り決めに基  
づいて損害賠償の協議により処理されることとし  
ておりますが、政府としてもこれに対する支援措  
置を講じております。

国及び漁業者団体が提出して造成された基金に  
よりまして、従来より、被害漁具の復旧や再取得  
などに必要な資金の金利の引き下げを行い、被害  
漁業者の経営安定に努めてまいっております。

第三番目に、国内漁業の振興につきまして、新  
たな海洋秩序に対応した的確な資源管理を実施  
し、あわせて、つくり育てる漁業を推進すること  
によりまして、できる限り国内生産の維持増大に  
努めてまいりたいと思います。

セーフガードの発動につきましては、ただいま  
総理から御指摘がございましたが、主として養魚

用のえさとなる魚粉を除きまして、その増加率は  
セーフガードを適用する水準にはまだいまのところ達していないと思いますので、今後ともその輸入状況を十分注視してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 有効委員より、審査請求後三ヶ月を経過しても決定のない場合等に訴訟を提起することができるものとする修正案が提出されました。

○議長(斎藤十朗君) 院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長菅野壽君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔菅野壽君登壇、拍手〕

○菅野壽君 ただいま議題となりました両法律

補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長菅野壽君。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本法律案は、地方公務員の災害補償に関する不服申立てについて、審査請求後三ヶ月を経過しても地方公務員災害補償基金支部審査会の決定を得られない場合に、本部審査会に対する再審査請求を可能とする規定の創設、本部審査会の委員を増員する等の審査体制の整備、再審査請求後二ヶ月を経過しても裁決がないときの処分の取り消し

の訴えに関する規定の整備等を行おうとするものとあります。

委員会におきましては、審査処理の迅速化、公務災害の予防対策等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局したところ、日本共産党を代表して

有効委員より、審査請求後三ヶ月を経過しても決

定のない場合等に訴訟を提起することができるも

のとする修正案が提出されました。

○及川一夫君 ただいま議題となりました両法律

案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送事業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業または高度有線テレビジョン放送施設整備事業

を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の対象範囲を拡大する等の改正を行つるものであります。

次に、通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきましては、高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送研究開発に係る債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようになります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査報告書及び議案は本号末尾に掲載

以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。通信委員長及川一夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔及川一夫君登壇、拍手〕

〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長及川一夫君。

○議長(斎藤十朗君) 以上両

## 官報(号外)

査し、通信・放送機構の業務実績と今後の役割、公的分野を重視した情報通信基盤の整備、研究開発における官民の役割分担、情報通信における安全性の確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案は多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ多数をもつて附帯決議を行いました。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君  
副議長 松尾 宣平君

議員	荒木 清宣君	都築 譲君	堂本 晓子君	松村 龍二君
高橋 令則君	小川 勝也君	市川 一朗君	保坂 三蔵君	清水 達雄君
元君	高野 博師君	山崎 力君	山本 保君	鈴木 正孝君
	田 英夫君	田 喜一郎君	林 久美子君	狩野 安君
	長谷川道郎君	市川 一朗君	景山俊太郎君	斎藤 文夫君
	和田 洋子君	山崎 力君	山本 保君	木宮 和彦君
	平田 健二君	高橋 令則君	金田 勝年君	石川 弘君
	阿曾田 清君	小川 勝也君	友部 達夫君	久世 公堯君
	戸田 邦司君	西川 玲子君	西川 玲子君	野村 五男君
	今泉 昭君	小山 峰男君	小山 峰男君	吉川 芳男君
	益田 洋介君	菅川 健二君	菅川 健二君	下稻葉耕吉君
	武田 節子君	大森 礼子君	大森 礼子君	中曾根弘文君
	北澤 俊美君	戸田 邦司君	戸田 邦司君	森山 真弓君
	牛嶋 正君	今泉 昭君	今泉 昭君	山東 昭子君
	浜四津敏子君	益田 洋介君	益田 洋介君	坂野 賢二君
	寺崎 昭久君	武田 節子君	武田 節子君	村上 正邦君
	勝木 健司君	北澤 俊美君	北澤 俊美君	吉田 滉二君
	足立 良平君	牛嶋 正君	牛嶋 正君	井上 吉夫君
	及川 順郎君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	坂野 重信君
	平井 阜志君	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	真鍋 賢二君
	末広眞樹子君	勝木 健司君	勝木 健司君	西田 道子君
	大野つや子君	足立 良平君	足立 良平君	石井 道子君
	山本 一大君	及川 順郎君	及川 順郎君	野瀬 太三君
	奥村 推名	平井 阜志君	平井 阜志君	木宮 和彦君
	西田 展二君	末広眞樹子君	末広眞樹子君	西田 吉宏君

中尾 則幸君	大野つや子君	水野 誠一君	水野 誠一君	清水 達雄君
奥村 推名	三浦 一水君	吉村 利定君	吉村 利定君	狩野 安君
西田 吉宏君	吉村剛太郎君	河本 三郎君	河本 三郎君	斎藤 文夫君
	尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	鹿熊 安正君	木宮 和彦君
	真島 一男君	大野つや子君	大野つや子君	西田 吉宏君

須藤良太郎君	片山虎之助君	岡 利定君	岡 利定君	清水嘉与子君
	今井 澄君	吉村 利定君	吉村 利定君	吉村 利定君
	河本 英典君	河本 英典君	河本 英典君	河本 英典君
	加藤 紀文君	加藤 紀文君	加藤 紀文君	加藤 紀文君
	大脇 雅子君	大脇 雅子君	大脇 雅子君	大脇 雅子君
	鎌田 要人君	鎌田 要人君	鎌田 要人君	鎌田 要人君

官 報 (号 外)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公正取引委員会事務局の地方事務所の管轄区域の変更及び支所の設置に關し承認を求める件(閣承認第一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を通信委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)審査報告書

官通信・放送機構法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)審査報告書

同日議長は、元議長藤田正明君に対しざまに議決した申詞をささげた。

同日議長は、元議長藤田正明君に対しざまに議決した申詞をささげた。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

### 審査報告書

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年五月三十日

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該

当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査会に対してされた審査請

求及び再審査請求の事件を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用につい

て、その意見が前に審査会のした裁決に反す

ると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれ

たため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会が定め

る場合

第五十三条の三 前条第一項又は第二項の合議体

を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成

に加わるものにあつては、会長が審査長とな

り、その他のものにあつては、審査会の指定す

る委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査

長となり、会長に事故があるとき、又は会長が

欠けたときは、第五十三条第六項の規定により会長のあらかじめ指定する委員が審査長とな

る。

第五十三条の二 審査会は、委員のうちから審査

会が指定する者二人をもつて構成する合議体

で、審査会に対してされた審査請求及び再審査

一項の合議体は、四人以上の審査員の出席がな

官 報 (号 外)

ければ、会議を開き、及び議決することができ

第五十三条の二第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

第五十四条に見出として「委員会議」を付し、同条第一項中「審査会」を「委員会議」に改め、「委員会議」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

きその他その裁決を経ないとつき正当な理由があるとき。

3 この法律の施行に伴い新たに任命される地方  
公務員災害補償基金審査会の委員の任期は、新  
法第五十三条第三項の規定にかかわらず、平成  
十年一月九日までとする。

本法施行に伴う経費として、平成八年度一般会計予算中の通信・放送機構補助金に「十五億円が計上されている。

の訴えを提起する前に、新法第五十一条第三項

りでない。  
未決定の二箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起され

りでない。  
未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されていたとき又は前項の規定により提起されたときは、当該未決定の三箇月経過審査請求については、新法第五十一条第三項の規定は適用しない。

度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

この法律の施行に伴い新たに任命される地方公務員災害補償基金審査会の委員の任期は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、平成十年二月九日までとする。

本法施行に伴う経費として、平成八年度一般会計予算中の通信・放送機構補助金に「十五億円が計上されている。

審査会の会員の処理(審査会に対してされたく。)は、委員の全員の会議(次項及び第三項において「委員会議」という。)の議決によるものと

第五十五条に見出しそして「(支部審査会の組織及び運営)」を付し、同条第三項中「及び前条」を「並びに前条第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項及び第三項中「委員会議」とあるのは「支部審査会」と読み替えるものとする。

第五十六条に次のただし書きを加える。

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた地方公務員災害補償法第五十一  
条第二項の審査請求のうち、施行日の前日におい  
て当該審査請求がされた日の翌日から起算し  
て三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日  
までに地方公務員災害補償基金支部審査会の決  
定がないもの(次項において「未決定の三箇月経過  
審査請求」という。)に係る処分の取消しの訴  
えについては、改正後の地方公務員災害補償法  
(以下「新法」という。)第五十八条の規定にかかる  
わらず、その取消しの訴えを提起することがで  
きる。ただし、当該処分について、その取消し

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成八年五月三十日

通信委員長 及川 一夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向

に努めるべきである。

一、高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備に係る支援措置の拡充・強化を図るとともに、その機能を十分發揮できるよう各種のアプリケーションの開発・実用化の一層の促進に努めること。

一、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図ることにより、災害に強い情報通信基盤を構築すること。

右決議する。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
平成八年五月三十日

に努めるべきである。

一、高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備に係る支援措置の拡充・強化を図るとともに、その機能を十分發揮できるよう各種のアプリケーションの開発・実用化の一層の促進に努めること。

一、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上

## 一、委員会の決定の理由 要領書

を図るため、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図ることにより、災害に強い情報通信基盤を構築すること。

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向

右決議する。



んがみ、財政金融面を含めた施策の拡充を図る

んがみ、財政金融面を含めた施策の拡充を図る  
とともに、総合的かつ計画的に研究開発を推進  
金」の下に「又は第十九条の二第一項に規定する  
信用基金」を加え、同条第三項後段を削り、同条

20

(言用基金) 次に次の一条を加える

次に次の一条を加える。  
(信用基金)

八  
高度通信・放送研究開発を行う者が当該高

次に次の一条を加える。  
(信用基金)

する」と。

、通信・放送機構の業務内容を積極的に公開

成果の音及び多めるとともに、これまでの業務の実績を見極めつつ、今後機構の機能強化を含め情報通信に対する支援体制の一層の充実を図ること。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
平成八年五月十七日

衆議院議長 土井たか子  
參議院議長 斎藤 十朗殿

「金」の下に「又は第二十九条の二第一項に規定する信用基金」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に関する機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。)、同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。)に必要な資金、同項第六号に掲げ

八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第二十八条第一項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、同条の次に次の二条を加える。

次に次の二条を加える。

(信用基金)

第二十九条の二 機構は、研究開発債務保証業務に関する信用基金を設け、第五条第一項の認可を受けた場合において同条第四項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てるごとに条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充

(業務の委託)  
第二十八条の二 機構は、郵政大臣の認可を受け  
て定める基準に従つて、前条第一項第四号に掲  
げる業務の一部を委託することができる。  
二 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受け  
て、前条第一項第八号に掲げる業務(債務の保  
証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託する  
ことができる。

次に次の二条を加える。

(信用基金)

第二十九条の二 機構は、研究開発債務保証業務に関する信用基金を設け、第五条第二項の認可を受けた場合において同条第四項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

第三十一条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

**通信・放送機構法の一部を改正する法律案  
通信・放送機構法の一部を改正する法律**

通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六）の一部を次のように改正する。

目次中「第一十八条・第二十九条」を「第一二八  
木第二十九条の二」に改める。

第一条中「実施等の」を「実施の業務及び高度通信」に改め、放送研究開発を行う者に対する支援に関する規定を設けた。

「」に改める。

4 第二項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に関する機構が負担すべき部分に限る。第三十二条の二において「衛星所有資金」という。)、同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。)に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発出資業務」という。)に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第十七条第二項中「研究開発出資業務」の下に「又は第二十八条第一項第八号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発債務保証業務」という。)」を加える。

第十九条第四項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開發債務保証業務」を加える。

第二十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加え

八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第二十八条第一項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(業務の委託)

第二十八条の二 機構は、郵政大臣の認可を受け定める基準に従つて、前条第一項第四号に掲げる業務の一部を委託することができる。

二 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受け、前条第一項第八号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

三 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行つることができる。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第四十条第一項及び第四十四条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十九条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、第四章中同条の

(信用基金)

第三十九条の二 機構は、研究開発債務保証業務に関する信用基金を設け、第五条第二項の認可を受けた場合において同条第四項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

第三十一条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第三十二条第一項及び第二項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、同条第三項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「及び前項」を「並びに前項」に改め、「事業報告書」の下に「及び決算報告書」を加える。

第三十三条の二中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「及び研究開発出資業務」を、「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」に、「及び「研究開発出資勘定」を、「研究開発出資勘定」及び「研究開発債務保証勘定」に改める。



規定にかかるわらず、同条の規定による通信・放送開発法第八条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る勘定」を「機構法第三十三条の一」の規定にかかわらず、同条に規定する研究開発債務保証勘定」に改める。

第五十六条の六を次のように改める。

(機構法の適用)

十条第一項及び第四十五条第一号中「」の法律とあるのは「」の法律又は特定施設整備法」と、機構法第四十一条第二項中「研究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資(特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして行なわれている出資を除く。)、特別通信・放送基盤施設整備基金に充てるべきものとして行なわれている出資」と、機構法第四十二条第一項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「研究開発出資勘定に属する額並びに特定施設整備法第五十六条の五第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る經理として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定(特定施設整備法第五十六条の五第二項の規定により特別通信・放送基盤施設整備基金に係る經理として整理された部分を除く。)」と、「各出資者」とあるのは「各出資者(研究開発債務保証勘定においては特別通信・放送基盤施設整備基金に係る出資者を除く。次項において同じ。)」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第一項、第二十九条第一項、第二十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものと除く。)」とあるのは「若しくは第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証

業務に係るものをして除く。)、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務、研究開発債務保証業務又は利子補給業務に係るものをして除く。)」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可(利子補給業務に係るものをして除く。)」と、同項第一号中「部分」とあるのは「部分(利子補給業務に係る部分を除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び特定施設整備法第五十六条の二」とする。

第六十条の二を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第七条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

第七条から第十条までを次のように改める。

第七条から第十条まで 削除

第十一条を次のように改める。

(機構法の適用)

第十二条 第六条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、同条第四項中「同項第六号」とあるのは「両出資業務(同項第六号)」と、「研究開発出資業務」という。)とあるのは「研究開発出

資業務」という。又は特定通信・放送開発法による業実施円滑化法(以下「通信・放送開発法」という。)第六条第一項第一号に掲げる業務(「(一)出資業務又は」)あるのは「両出資業務又は兩に附帯する業務を含む。」をいう。以下同じ。)と、機構法第十七条第一項中「研究開発業務又は」とあるのは「両出資業務又は兩に附帯する業務を含む。」をいう。以下同じ。)と、「又は通信・放送開発法第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十一条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開發出資業務又は研究開發債務保証業務」とあるのは「両出資業務又は両債務保証等業務と、機構法第二十八条の二第一項中の一部とあるのは「又は通信・放送開発法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(債務の支給の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開發債務保証業務」とあるのは「研究開發債務保証業務及び通信・放送開發法第六条第一項第一号に掲げる業務(「これに附帯する業務を含む。」)と、機構法第三十一条中「研究開發出資業務又は研究開發債務保証業務」とあるのは「研究開發出資業務等(研究開發出資業務及び通信・放送開發法第六条第一項第一号に掲げる業務(「これに附帯する業務を含む。」)をいう。以下同じ。

又は研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務並びに通信・放送開発法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(「これらに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発債務保証業務等又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理並びに研究開発債務保証業務等及び通信・放送開発法第六条第一項第四号に掲げる業務(「これに附帯する業務を含む。)と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。)」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証等業務に係るもの)を除く。)、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。)」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。)」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。)

**電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正**  
八条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成法律第二十七号)の一部を次のように改める。

**第七条 削除**  
第七条を次のよう改める。

第七条を次のよう改める。

く。)、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債権保証業務等に係るものと除く。)と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係るものと除く。)」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係る部分を除く。)」と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項及び通信・放送開発法第六条第一項」とする。附則第三条及び第四条を削る。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第八条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 削除

第八条を次のように改める。

(機構法の適用)

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、同条第四項中「同項第六号」とあるのは「両出資業務(同項第六号)」と、「研究開発出資業務等」という。)とあるのは「研究開発出資業務

「号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」をいう。以下同じ。」と、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務又は」とあるのは「両出資業務又は両債務保証業務(「に係る」とあるのは「又は電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」をいう。以下同じ。)」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「両出資業務又は両債務保証業務」と、機構法第八条の二第一項中「の一部」とあるのは「又は電気通信基盤法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)」又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十二条、第三十五条、第

三十八条及び第四十三条第一項第一号中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」とある、「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務等」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理及び研究開発債務保証業務等」と、機構法第二十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び電気通信基盤法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十二条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証業務に係るもの)を除く。」とある、「第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可(電気通信基盤法第六条に規定する業務に係るもの)



務を含む。)」をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十二条第一項第一号中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「及び研究開発債務保証業務」並びに障害者利用円滑化法第四条第一号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」と、機構法第三十八条第一項第一号中「の法律」とあるのは「この法律及び障害者利用円滑化法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は障害者利用円滑化法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」と、第二十九条第一項第一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等に係るもの)を除く。」と、同条第一項第

四項中「研究開発出資業務」という。」とあるのは「研究開発出資業務」という。」又は放送番組素材利用促進法(以下「放送番組素材利用促進法」という。)第六条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)と、機構法第二十八条の二第一項中「の一部」とあるのは「又は放送番組素材利用促進法第六条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)の一部」と、「(両出資業務)の下に「又は研究開発債務保証業務」と、「(両出資業務)の下に「又は研究開発出資業務に係る」を「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」に改める。

第十一條 削除

第十一條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条に見出しとして「(罰則)」を付する。

(受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条を次のように改める。

(機構法の適用)

同条第四項中「同項第六号」とあるのは「両出資業務」という。)とあるのは「研究開発出資業務」という。)又は受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)とい、機構法第十七条第一項中「研究開発出資業務又は」とあるのは「両出資業務又は両債務保証業務(と)に係る」とあるのは「又は受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「両出資業務又は両債務保証業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務

官 報 (号 外)

「保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等  
(研究開発出資業務及び受信設備制御型放送  
番組促進法第六条第一号に掲げる業務(これ  
に附帯する業務を含む。)」をいう。以下同じ。)  
又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第  
三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四  
十三条第一項第一号中「研究開発出資業務又  
は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開  
發出資業務等又は研究開発債務保証業務等」  
と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資  
業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」  
とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理  
並びに研究開発債務保証業務等及び受信設備  
制御型放送番組促進法第六条第三号に掲げる  
業務(これに附帯する業務を含む。)」と、機構  
法第三十八条中「この法律」とあるのは「この  
法律及び受信設備制御型放送番組促進法」  
と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び  
第四十五条第一号中「この法律」とあるのは  
「この法律又は受信設備制御型放送番組促進  
法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「、  
第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三  
十一条若しくは第三十五条の規定による認可  
(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業  
務に係るものと除く。)」とあるのは「若しくは  
第二十九条第一項の規定による認可(両出資  
業務又は両債務保証業務に係るものと除く。)、  
第二十八条第二項の規定による認可

(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業  
務に係るものと除く。)、第三十一条若しくは  
第三十五条の規定による認可(研究開発出資  
業務等又は研究開発債務保証業務等に係るも  
のと除く。)」と、同条第二項第一号中「又は第  
二十九条第一項の規定による認可」とあるの  
は「の規定による認可又は第二十九条第一項  
の規定による認可(受信設備制御型放送番組  
促進法第六条に規定する業務に係るものと除  
く。)」と、同項第一号中「部分」とあるのは「部  
分(受信設備制御型放送番組促進法第六条に  
規定する業務に係る部分を除く。)」と、機構  
法第四十五条第二号中「第二十八条第一項」と  
あるのは「第二十八条第一項及び受信設備制  
御型放送番組促進法第六条」とする。  
第十一條の前の見出しを削り、同条を次のよ  
うに改める。

第十一条 削除

第十二条に見出しとして「(罰則)」を付する。

官 報 (号 外)

平成八年五月三十一日 参議院会議録第一二二号

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第二十二号を先に発送しました。)

発行所 〒一〇五 東京都港区  
大蔵省印刷局 虎ノ門二丁目二番四号

電話 03-3587-4234

定価 本号一部  
(本体  
送 一〇〇円  
料 別)